

地研通信

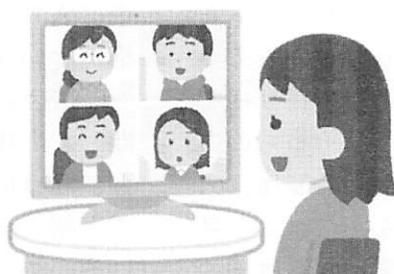
発行人 楠本 孝
 編集人 田添 篤史
 発行所 三重短期大学
 地域問題研究所
 津市一身田中野157番地
 〒514-0112 Tel (059) 232-2341

題字 岡本祐次 元学長

第62回地域問題研究交流集会報告

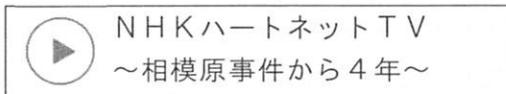
2021年3月10日(水)の午後14時から第62回地域問題研究交流集会が開催されました。

本学の長友薫輝教授(奨励研究員)をコーディネーターとし、学外から井上英夫先生(金沢大学名誉教授)に「固有のニーズをもつ人の人権を考える」をテーマに講演いただき、一般、学生、教員など約25名が参加しました。今回の地研通信では講演の様子を掲載いたします。



(井上)

こんにちは。それでは先ずビデオを見てからお話します。



相模原事件から4年が経過する中、手探りが続く入所者の生活再建を通して、重い障害のある人の暮らしをどう支えていけばいいのか考える。被害者の一人・尾野一矢さんは、この夏「重度訪問介護」という制度を利用したアパートでの一人暮らしに踏み出した。両親や関係者を訪ね、一人一人にあった多様な暮らしの選択肢を増やしていくために何が必要なのかを探る。

(長友)

ありがとうございます。それではここで本日の講師のご紹介をしていませんでしたので、学生さんをはじめ皆さんはすでにご存じですが、金沢大学名誉教授で、私も以前からお世話になっております井上英夫先生です。

今日は今、見ていただいた相模原の障害者殺傷事件から学んでいくということでレジュメや資料も事前にお送りしていただきましたし、学生さんからの質問事項も井上先生にお送りしましたので、後の質疑のところでお時間いただいて出来る限りで結構ですのでお答えいただいて学びたいなと思っております。

本日は学生のほか本学の教員も参加しておりますし、本学の非常勤講師を長年お勤めいただいた村瀬さんにもご参加いただいております。では井上先生には事前に作成いただいたレジюмеや資料を使用しながら、ご講演のほどお願いいたします。

(井上)

今、紹介してもらいました井上です。金沢大学を定年で辞めまして今無職です(笑)暇なのですが、暇なところにコロナの問題が起きてほとんど家に閉じこもりっきりです。

(やまゆり園事件の被害者とそのご家族)

そういう中でも例えば去年9月、先ほどビデオを見てもらいましたが尾野さん、尾野一矢さん、やまゆり園で刺されて重傷を負った方なのですが、そのご両親が金沢に来てくれてお会いしたぐらいでほとんど県外の外部との接触もありません。

このコロナの問題もやまゆり園の問題と共通した部分があるのでこれは皆さんこれからも考え続けていただきたい。やまゆり園事件もそうですが、コロナの問題も日本の社会の在り様ですね。みんながどう生きるかなんてそっちの方ばかり言っていますが社会のとりわけ制度、人権保障の制度、社会保障や皆さんがこれから勉強していく社会福祉の制度、政策つまりは国の在り様ですね。これを問うていくことが大事ですよ。これから皆さんぜひ、このやまゆり園事件もそうですが、コロナの問題も考え続けていただきたいと思います。

事前に学生さんたちから質問をいただいて、非常に大事な根本的な問いかけの質問もいただきましたし、それから知識に関するようなものもいただきました。ある程度皆さんの質問に答えられるようなところで今日は進めたいと思いますが、それでもなおかつ非常に大切な問題も提起されていますから、それらについて再度皆さんから、話が終わったら質問していただきたいと思います。

この zoom の講義っていうのは何度もやっているんだけど非常にやりにくいですね。それ

でなくても今の学生の皆さんは公の場で手を挙げて質問するってあまりしませんよね？皆さんのところはどうかだろうか？そういうことかというと zoom になると尚更それがしにくくなるようですが、最後にはぜひ質問をしてください。

今日はレジюмеっていうのを作ったんだけど、レジюмеでやるのもいいんだけど、もう一つプリントで皆さんにこの本『いのちを選ばないで』っていうこの本の一部分をコピーして渡してもらいました。これを中心にして話をしたいと思います。

最初見たビデオでいろんなことが語られているんですが、やっぱり見てもらいたいのは一矢さんの笑顔なんですね。まったく施設にいた時と違う。この施設はやまゆり園の事件があった後、移った場所で芹が谷といますが、その施設でほとんどこれはやまゆり園と同じような施設でレベルでしたけどもそこにあのお父さんと一緒に一矢さんを訪問しました。そこにはもう部外者は立ち入り禁止の段階でしたから入れないんですが、お父さんと一緒だということで中に入りました。そこで私はこの事件の一つの構造というのが分かったような気がします。

一矢さんはまったく無表情で、ただ普通は訪問しても嫌がって逃げちゃうそうだけれど、私は何故か気に入られたようで一緒に座って一緒に話をするなんてことをしました。

その時の表情、これはやはりあの大規模施設その人達の表情そのものなんです。つまり笑顔がない。表情がない。

それがあのようにやっぱり地域で暮らすということで笑顔、あとは意思、意思の問題は後でまた話しますけれど。そして、是非見ていただきたいのはあのお父さんとお母さんのその笑顔なんですね。

やっぱり一矢さん本人の笑顔とご両親の笑顔これがそのあとのどんな生き方をこれからどんな日本の施設やどんなケアが大事かということ表していると思うんです。後で時間があればちょっと外国の今日はノルウェーの写真など見てもらいたいのですが、笑顔に満ちているわけですね。だから一つはそういう方向を示しているということで見たいということなんです。

(人権保障について)

しかし、今日話をするとところで私は基本的人権。人権という視点が何より大事だというふうに思っていてそれをお話しします。ああいう笑顔を生み出すのはヘルパーの援助、施設の支援、施設が優しくて寄り添って愛情を注いで、あるいは親が愛情を注いでいるからあの笑顔が生まれる。大事なことです。それだけでは駄目なことなんです。つまり制度、人権を保障するような制度というものがしっかりあること。ビデオでいえば制度の一つは重度訪問介護ですね。それから施設の在り様を決定的にこれから変えていく施設という制度を変えることによって、そしてそこに働く人たちの人権がしっかり保証することによってこそあの笑顔が生まれるということ。このことをつくづく考えてください。

社会福祉を学ぶというと日本の社会福祉というところという言葉で言われる。長友さんはそんなことを教えていないだろうけれど、「福祉は心だ」と言う人たちがいるんです。それが最近「福祉は支援である」「福祉は援助である」というような言い方になっています。しかし、人々の心やあるいは心掛け思いやり愛情だけで何とかなるものなら、世の中にいろんな制度は必要ないんですね。

今の学生の皆さんに私は質問し続けてきましたが、今の学生の皆さん、非常に良い人達で優しくて親の面倒は私が看ますなんて言うんだよね。みんなもそう思っているかもしれない。それは大事なことですよ。

大事なことです。しかしそういう心の問題、精神主義では何ともできない事態がこの世の中で起こるわけです。大きいのは病気ですね。それが貧困につながる。そうすると優しいだけでは如何ともし難い介護の問題もそうです。日本で介護殺人が起こる状況を皆さん考えてみてください。どう考えてもおかしな話ですよ。介護の大変さ辛さに耐えかねて親が子どもを子どもが親を夫が妻を妻が夫を殺す。これが日本では日常茶飯時に起きている。寄り添いが大事だ、老々介護だ、家族が世話をするのが当たり前だ、なんて言っているけれど、そういう

精神主義ではどうにもならないからこそ、歴史的にいろんな制度、とりわけ社会保障や社会福祉の制度というものが作られてきているわけです。

ところが日本の社会福祉の学会をはじめ研究者があるいは働いている人々も法律や制度や人権というのは嫌いなんです。あまりそれを言いたがらない。なるべく置いておいて確かに人権は大事だということはみんな言いますよ。言葉としては言うんだけど、しかし、本当にその人権というのは何かそしてその人権が保障されることの意味ですね。そしてあの笑顔を生み出すどうしてもそれには人権の保障が不可欠だと言う認識、考えがまだまだ浅いと思います。

実はやまゆり園事件は結局のところ人権の意識が日本でまだまだ低く、人権が毛嫌いされている。私がよく人権は大事なものだ、大事にしなければいけない、とよく言うんだけど、大事だから神棚にあげておくというように敬遠されている。その実態こそがこの事件を生み出した。そういう社会や国の在り様がこの事件を生み出した一つの大きな要因だと思うのです。

そういう話を今日はさせてもらいたいということで、1ページ目ですけれど、最初にあらためてこの事件に対しては基本的人権ですね、短くして人権を掲げる人権の視点から考えていくということが何より大事だというふうにならずと考えているし言い続けている。だけれどなかなか本当にどうしてそうなのか皆さんの質問の中でも、いろんな人がいろんなことを言っている。大事なことも指摘されていますね、優生思想についてとか。でも基本的人権という視点でしっかり論じているというのは本当に少ないんです。現場の人もそうですしマスコミ関係の人もそうです研究者も社会福祉の研究者もそうです。これは法律学、法学をやっている私たちの責任でもある。

人権と言うものを皆さんの日常の中で活用され、そして人権が保障されるような法学というのを今まで日本ではあまり研究されていない。じゃあ法学って何だって一言で言うと、官僚を育てる学問なんです。官僚や政治家を育てるものを私は「官僚法学」って言っているだけ

ど、そういう「官僚法学」などこそが今度の事件を生んだといってもいいだろうということなんです。

(やまゆり園事件の加害者)

基本的人権の視点からこの問題を考えるとどうなるのかというのが今日の話になります。ずっとそういう意味ではやってきたんですが、次にここに書いてありますけれども、植松氏の主張これは優生思想だなんてマスコミで結構持ち上げていますが、私に言わせればこれは単なる思いつきに過ぎない思想とか学問などという突き詰めたものではないということですね。

マスコミが行くと、注目されているっていうので彼は喜んでるわけですよ。でも実に寄せ集めの思いつきにすぎないので、こういう思いつきや思想に至らない、しかしこの優生的な考え方、人間に価値の差をつけてそして生きていい人間と死ぬべき人間というのを分けていく選別していくという考え方、思想ですが、それは思想や学問でない思いつきのものがむしろ日本のあるいは日本だけじゃなく、世界の人々の中、根っここのところにある。むしろ本音と言ってもいいかもしれない。

本音を出してストレートに出していけばいいのか。でも本音を出してストレートに行動に結びつけて命さえ奪ったのが植松氏なんですね。死刑が確定してもうすぐ一年になるわけです。だから死刑囚って呼んでもいいのだけど、死刑囚の人権って考えると少なくとも刑が確定するまでは氏はつけていましたが、今の段階だと植松聖死刑囚と呼んでいいんだらうかな？と、そんなことも考えるわけです。つまり人権にふさわしい呼び方とは何かということですが、これは後でまた言いますが、そういうことでいいますと、その本音の部分が剥き出しになった。最もそれは人間の普通の人間なのかな？他方で普通かどうかはともかく、人間というのはそういう考え方や行動、思いつきを制御する理性ですね。あるいは理論こういうものがあるわけですよ。だから建前と言ってもいいんだけど、本音と建前、本音のままにむき出しに行動するっていうのは実は人間的ではなくてそれ

を理性によって抑えているあるいは理想によって抑えていく。理想をもって社会や国を形作っていくというのが人間的なことなのではないでしょうか。

ただ、現在はあのトランプをはじめ本音がむき出しになって、それゆえにアメリカの半分の人たちがトランプを支持してしまうような事態が生じてますね。だから、トランプは植松氏が尊敬している人物だってことですよ。さらに安倍首相、日本の首相についてもその考えがやはり共感を持てる人間だと思ったんでしょう。だから彼は400人以上殺せますという手紙を、最初は安倍首相の所に届けようとしたんですね。結局そこには行かなかったけど、衆議院議長のところを持っていつている。つまり、日本の政治あるいは首相自身が自分の本音の考えと行動に共鳴してくれるんだらうと、そういうよみをしたわけです。これはある程度当てはまって、日本の安倍首相をはじめ政府が行ってきたことは実は障害がある人たちを差別し、その価値を否定する選別的な優生的な考え方で日本の政策は今とりわけそれが強められてきているということですから、そこに植松氏は自分の主張が認められるんじゃないかというよみをしたということはそれなりに彼の感覚は鋭いといえば鋭いですね。

(入所施設)

その次です。私がショックを受けたのはこの事件が社会福祉施設、障害のある人の施設。これは制度的に言えば人権を保障する施設なんですね。例えば障害者基本法という法律があったりしますが、その基本的には憲法25条をはじめとする人権保障それを実現していくのがこの施設のはずなんです。だから施設は実は人権の砦でなくてはならない。それから、そこに働く人は人権を保障するそれが自らの仕事なのだ。私はこれを人権の担い手と呼んでいます。施設の職員に人たちにも随分こういう話をしていますが本当に広がりません。職員は優しいのが大事。寄り添うことが大事だと言いますが、それを人権の保障というところまでに高めるといいますか、深めるといいますか、そう

いう意識と行動というのがまだまだ本当に少ないですね。人権を保障するのが自分の仕事だと思っている人がどれだけいるのか。

皆さん知っているでしょうか。公務員は全体の奉仕者であって…ということですが、公務員こそはまず人権を保障するのが仕事でしょ？かつては公務員が公務に就くにあたって、宣誓をしたんですね。今それがされてないところが圧倒的になったのかな？三重県はどうだろう？公務員は住民、国民全部のための職員であって、その仕事は人権を保障することですという宣誓を昔はしたんです。今そういうものが無い、薄れてきてまだやってるところもあるんですが、それで人権についてはますます神棚にあげられちゃっているんですね。それでこの二つの視点をもっと重要にしていく議論をしていくというようなことが必要です。

特に、「人権の砦」論ということであると、これは個人的に日本の憲法、そして障害者基本法そして各障害の法律があります。こういう法律の制度によってこのことは保障されているというよりは、定められているんです。本人の意識の問題ではないんです。否応なく公務員そして法の制度、公務員だけではない民間の職員でも、そこで働く人は人権を保障するのが自らの仕事なんです。だから皆さんが社会福祉を学んでこれからどういう場で働くかいろんな方がいらっしゃるでしょうが、とにかく公的な制度、さらには最近では民間のNPOとかあるいは民間の企業でも、人権を保障する仕事をするということに制度上なっているわけです。そのことは十分認識していただきたいと思います。それが結局のところこんな事件を再び起こさないということになるわけですね。この事件は確かにあの植松個人の特異な考え方行動によって引き起こされてあるいは神奈川のやまゆり園という特別な他のところのないような、というよりは他の県、神奈川県でもモデル的な良い施設だと言われていました。だから神奈川県は全体でいうと日本の中でもよい施設、よい水準にあると言われていたわけですね。

(植松氏と接して)

ところが、これは先に言ってしまいますが、私が行ってあの一矢さんに会ってちょっと話をしながら、そこで職員がどんなケアをしているかをずっと見ていましたが、そこで一つ、この事件の一つのやっぱり原因っていうのは施設の在り様にあった。神奈川のやまゆり園のケアはとて人権を保障しているというようなケアではなかったんですね。その中で植松氏は自らの考え方を築いていってしまった。3年間勤めている中で障害のある人、これを心失者と呼び、人間ではないという風な見かたを持ってしまったんですね。植松氏に質問した人達がいて、「障害を持っている人にどうしてですか？」というと、その3年間の間に自分の考えが作られたっていうのははっきり言っているんですね。で、「どうして就職したんですか？この施設に？」と聞いたら、そしたら良いところだと思ったと次に、楽だと思った。では、「どんなケアをしていたんですか？」と聞いたところ、介護という狭い意味なのでケアという言葉を使いますが、そういう質問に対しては、「楽だった、見守りだったから」という回答をしているんです。見守りだけのケアだったら必要ない。監視ですよ。

そうではなくて本当のケアは後から出てくるように本人の自分の意思決定、自己決定に基づいて本人の望むケアを実現していくこと。そして難しいことではないあの笑顔を生み出せるかどうかでしょう。そのケアこそがあの笑顔を生み出すわけですよ。だから、それが本来の人権を保障する人権の担い手としてのケアなんだけれども、それとは全く違うケアがこのやまゆり園では行われていたということです。私はそれを直感したので尾野さんにもそれで話をしました。ここはケアの水準低いねと。最初、尾野さんびっくりしてましたよ。ビデオの中にもありましたね。やまゆり園はいいところだと思っていた。あそこであずかってもらえていたら安心だと思っていたというんです。しかし、私の目からすれば人権をむしろ侵害しているようなケアだと思うと指摘したところ、尾野さんは「目が覚めました」と言ってくれていました。

そういう中で彼の考えが形成されていったわけですが、この植松氏がどんな考えだったのかというのを少し先ほども話しましたが、その考えは優生思想とか優生学というものではなくてそれもどき、あるいは単なる思いつきであるということ、しかしそれゆえにこそこの考え方は広がりやすい。あるいは私たちの心の中にある意味、常にある本音とも言えるわけでしょ？でも本音をそのまま出せばいいということではないということでT4作戦のことを紹介していますが、優生思想に基づいて、大量虐殺ホロコーストをやった。ホロコーストのリハーサルだったというのでT4作戦については藤井克徳さんがビデオを作っています。NHKでも見られると思いますから見ていただきたいんだけど、この中に命をかけて反対したという司教さんがいたと言うその言葉も紹介してあります。すごいことですね。このフォン・ガーレン司教はすごい人でこの人の影響でT4作戦が中止になる。しかし、ホロコーストへあるいはユダヤの人達をはじめとする大量虐殺に繋がっていくわけですが、しかしこういう発言をしたという人がいるというのは人間に対して信頼ができるなと思います。

アウシュビッツの収容所に行っても収容所で自らの命を懸けて他の人を救う。そういうことをしていた人達もいる。しかし、私もそうだけどこれだけの勇気を持って戦うことが皆さんにできますか？　できる人ちょっと手を挙げてみてください。私はできないな。こういう所で上から言われたらガス室の栓を開けてしまうかもしれない。だからこそ、こうなる前に、その兆しがあった段階でホロコーストやら優生思想に基づく植松のような考え方、行動というのは否定していかなければいけないと思いますね。

植松氏と面談をして1回しか面談ができませんでした。何故かというと、彼がもう会わないと言ってしまったから。「どうしてか？」と私が質問したらキレたんです。突然で机を叩きましたドンと。それで「もう会わない、帰る」って彼は言ったんだけど、まあまあというので少し話をしました。その話の中身を少し書いておきます。その会わないというその時の質問をし

た時にやっぱり彼が堪えた。堪えたというのは何か琴線に触れたというか痛いところかかれたという感じで、二つの質問をしました。

一つは「あなたは人権について勉強したことあるの？」と。彼は教育学部なんです。卒業して先生にはなれなかった、これがまた一つ意味があるのかも分かりませんが、人権については世界人権宣言は知っていますと、でも勉強したとは言いませんでしたね。もう一つ、もっとこれが原因でキレたんだと思うんですけど、「あなたは学校や家庭で褒められたことあるの？」と聞きました。

本当に褒められていなかったんじゃないのかっていうのが私の考えです。裁判で一番明らかにしてもらいたかったのがこういう所なんです。いかに彼は育ってきたのか、褒められたい、目立ちたいそういう人間なんでしょうね。だからこそ刺青を入れてみたり、整形手術までしているんですね。そういう意味で目立ちたい、褒められたい。だから、安倍首相や衆議院議長に手紙も書いた。褒めてほしい。こういうタイプの人なんじゃないかなというふうに思います。

目立ちたい褒められたい自分は良いことをしている。自己肯定感というのかな？それが彼の求めるところで、その一つの表れがやまゆり園事件の殺害。ただし一人、二人殺す。数の問題ではないにしても19人も殺す。45人でしたか全体では？刺して、ここにいったのは何故かというのは未だに分かりません。何故、19人それも裁判で明らかにしてほしいことなんです。でもいずれにしても裁判ではほとんどさっき言ったような問題についても明らかにされていないですね。それでだから未だに謎が多いのですが、ただ職場、福祉の現場というこの施設で3年間働く間に彼の考え方が形成されてしまったということですね。その点では職場全体の問題です。要するにやまゆり園の職員だけじゃないんですが、日本の職員全体がそうなんです。やっぱり人権の担い手の自覚が足りない。

(職場における民主主義)

もう一つ足りないのは職場における民主主義です。つまり、職場のみんなでいろいろ人権についてケアについてどうしたらいいのか？これでいいのか？と議論しお互いを高めあうようなそういう職場でなかった。これは彼の独りよがりの考え行動が形成されてしまったことの決定的な要因だと思います。

人権を保障していくっていうことの大前提として職場の民主主義、つまりお互いが対等な人間で対等に議論しあえるそういう関係が大事なんです。職場において研修というような研修も大事ですが、単なる研修というよりは、そういう職場の民主主義を土台にしたディスカッションが本当に行えるような場でなければなりません。それが欠けていた。あるいは日本の多くの職場で欠けていることなんだと思います。

皆さんが福祉の現場で働いてごらんください。日本の社会福祉現場では、あるいは医療の現場では、最近、エッセンシャルワーカーとかいって、妙に持ち上げられています。エッセンシャルワーカーだったら働く人にエッセンシャルにふさわしい人権を保障しろということになるんだけど、人権を保障するなんてことは抜きでエッセンシャル、必要だから頑張れという精神主義がまたここに出てくるんですけどね。

エッセンシャルワーカーについてどうして人権意識が高まっていかないのかということ、私は根底に民主主義の欠落というものがあると思います。どういう事かということ、医療現場では一番偉いのは医者でしょ。そして看護師あるいは医療技術者、医療現場なんて先生だらけで、そういうヒエラルキーといいますけれど、順序、序列が決まっていますよね。でも、一生懸命、職場を民主主義的に運営しているところももちろんありますよ。そういう所も知っているし、いろんなところで発言をしてきました。でも全体としてみればやはりはっきりしていますね。序列が決まっている。福祉職は社会福祉士も含めて医師、看護師それから医療技術者その次にMSW ソーシャルワーカーその次に介護職員そして事務職員がいて清掃の人がいる、こういう階級制度がはっきりしていますよ。でもそれだと

本当に人権保障に値するケアをすることは、私は難しいし、できないと思います。だから改めてこの問題、やまゆり園事件でもそのことはもっともっと強調されなければならない。あの職場こそがこの事件を生んだのだということ。それは心ある現場の人達からはやまゆり園事件は特異な人間、特異な植松が起こした事件であれば例外的なものだ。というのは間違っているという声が現場の職員の皆さんから出ています。日本のどこで起きてても不思議はないと言います。だからそこまで今日本の社会福祉、社会保障の水準がケアの水準が低いということをもっと深刻に考えなければならないだろうと思います。



(人権に関する条約)

さて、それで人権ということであると、その人権と言うのは理念、自己決定、選択の自由、平等の原理ですね。理念と原理、そして原則というものをあらためて理解していく必要があるでしょう。これも皆さんが社会福祉を勉強していると社会福祉のテキスト、特に国家試験のテキストでいうと人権という言葉は出てきても、人権とは何かちゃんと書かれた本を私は知りません。

少なくとも憲法が一番最上位で、一番上の法律で憲法があり法律があり、現場の色々な命令やら規則があるわけですが、そういう意味では人権保障の体系というものをきちんと理解していく必要がある。人権なんて難しいと皆さん思っているでしょ？でも私はこういう言い方をしているんです。

人権というのは実は空気のようなものだ。みなさんは日常的にそれなりに例えば教育権という権利を享受している。医療を受ける権利これ

も保障されている。介護の問題もそうです。そういう人権の保障を受けながら暮らしているけれど、人権については意識してないでしょ。でもそれがひとたび奪われれば空気が奪われれば生きていけないですね。

そういう意味では日常的には意識しないけれど、実は日常にお世話になっている。大事な権利ですからそういう視点から見ると皆さんの周りには人権保障に関わる問題がいっぱいあります。そこであらためて人権の尊厳の理念、自己決定選択の自由、平等の原理というこれを確認しておかなければならない。そして、こういう理念やら原理やら原則というのができてきたのは、とりわけ第二次世界大戦後なんですね。

この資料1には主要国際条約と国際年とあるんですが、1948年に国連で世界人権宣言というのが発せられます。1945年に戦争が終わって世界人権宣言が出されるんです。ですから第二次大戦後の現代の人権というのはここを出発点としていると言っていいでしょう。1947年には日本の憲法が作られ公布されます。だから実は日本の憲法はこの世界人権宣言より一年早く交付されているんです。2年早くできている。でもその基本的な考え方、流れはこの世界人権宣言に共通するものなんです。何故かと言ったら国民主権、主人公は国民だよ。それから平和主義、もう戦争は絶対しないよ。軍備は持たないよ。それから基本的人権の保障ですね。世界人権宣言も人権、基本的人権を戦後世界の国づくりあるいは世界をつくっていく柱にしようと言うそういう宣言です。それは第二次大戦のナチスドイツのさっきも出てきました、ホロコーストをはじめとするもの、あるいは日本も731部隊やら中国の人達を殺し朝鮮を植民地にし台湾も植民地にし多くの人の命と財産を奪っているわけですよ。そういう残虐な行為はもう止めようというのがこの世界人権宣言、そして日本国憲法の基本的な考え方です。その中で人権を一つの柱として、その後、この年表にあるように国際条約を作って人権をより量質ともに高めていく、そういう作業をずっとこの70年以上に渡って続けてきたのです。そしてこの障害を持つ人の権利条約ですね。子ども、女性そ

れから障害を持つ人、人種差別こういうようなところでの条約ができるわけです。そして2006年には障害のある人の権利条約ができて今、高齢者の権利条約が残されているんですね。これは高齢者の社会的な立場、位置をよく表しているんじゃないでしょうか？世界的に高齢者というのは、実はあと死ぬだけで役に立たないぞというようなそういう見方も強くて最後に残されているんです。長友さんと一緒に国連に高齢者の人権条約をつくらせようという運動をしていますし、日本で高齢者人権宣言を掲げるといふそういう運動もしています。

こういう流れで今いるわけですが、障害のある人の権利条約ってわざわざ私、書いておいたんです。ちょっと逸れるけれども人権保障にふさわしい人の呼び方というのにも考える必要があるな、大事だなということです。英文の条約名はこういう障害のある人の権利条約なんですね。persons with disabilities そういう名前になっているんですが、日本では法律上、障害者権利条約と訳されていますし皆さん普通にそれを使っています。それでいいのでしょうか？ということですよ。

私は障害がある人って言っているんですが、これは障害者ではなくて障害のある人、人が中心、障害者というと障害者と健常者と比べると健常者と違う人間だと劣った人間だというのがどうしてもあるわけでしょう？健常者？気持ち悪い言葉だよな？健全で且つ全く欠けるところのない人間が健常者なんだけれど、そんなこと言える人っている？皆さんの中に自分は健常者だと胸を張って言える人いるのかしら？ということなんだけれど平気で健常者と障害者って使われているね。それで、ガイの字を石偏の碍と言い換えるということもありますが、私はそれでも障害と同じだなと害を平仮名にしても意味は同じだなんて思います。

だから、私は固有のニーズがある人と呼ぶべきだと主張していますが全然広がりませんね。障害のある人というのはようやくテレビ番組の中でも言うようになって、さっき見てもらったビデオの中でも喋るときは障害のある人と言っていますよ。だけどテロップとか流れると障害

者となっています。皆さんの中で自分が障害を持ったら障害者と呼ばれたい人はいますか？みんな名前があるわけですよ？私は井上英夫だし、皆さん名前があるんだから名前を呼ばばいいんですよ。たまたま眼鏡をかけていても眼鏡をかけている人ではないよね？私はよく呼ばれなくなかったら呼ぶなと言うんです。

でも今の話では実は私の思い付きではなくて、国際障害者年というのがありまして、その時に私も国際障害者年と言ってしまっていたんだけど、その時は disabled persons だったから障害者という特別な人間だという言葉が使われていました。でも今度の権利条約は Persons が先にあって with disabilities なのです。意味が違うでしょ？だからそのことはもっともっと大事にして人権保障にふさわしい保障にしていかなければならない。確かに精神薄弱あるいは昔は魯鈍だとかねそういう呼び方していました。そこは変えられてきています。だからそれなりに進歩している。認知症の人、あるいは精神障害の方もそうですね。かつてキチガイと呼ばれていたのだけれど、そういうふうに変えていったのです。でも、根本の人権の発展の歴史を踏まえて言葉を考えていく必要があるだろうということを改めて示しておきたいですね。

(人間の尊厳と独立について)

さて、それで次の原理原則のところですよ。これが理念、あるいは目標が人間の尊厳なんですよ。これは文書、本を読んでおいてくれればいいんだけど、さらに具体化して理念、人間の尊厳を具体化した原理。これが高齢者についてこれも障害を持った人もそうだけれど同じことだけれど、ここに5つの原理そして17の原則が掲げられています。原理としては要するに原理とは具体化しているということですよ。理念って抽象的でしょ？それをより具体化していくとまず原理の段階になります。それをさらに具体化して原則の段階になっていくということです。それが一つの基準ですね。法律を作るときにの基準。あるいは法律の中身を解釈するときの基準。政策を作るときにの基準になるというこ

とです。

一つが独立、この独立というのは非常に大事で independence これを日本で自立と訳しています。自立というのは日本では実は歴史的には例えば生活保護を受けさせない自立自助。自分のことは自分でやれ生活保護を受けている人はやめさせる。仕事をしろと言って自立をする。あるいは自立をしていないといかんということで生活保護を受けさせない。そういうことで使われてきたのですが自立と訳しているのが実は independence だから、独立と訳したほうがいいだろうと私は言っている。

その次に参加、参加も大事ですね。それからケア、これが先ほどから私がケアと何度も言っているけれど、何よりケアというのは介護だけじゃなくて看護も含まれますし、もっと広い世話と言いましょかそういうものも含んでいる。しかしそこには基本的には自己決定、どこに住むかそして自分の受けるケアの中身も決めなければならない。これがやまゆり園事件の後、尾野さんの両親や尾野一矢さんが思っていたことでこういうケアを保障する。これが人権保障になるということなんですよ。分かりやすいでしょう？何処に住むかそしてそれ以上に大事なものはケア、生活の質について自ら決定ができる。そしてそれはケアを受けて特に職員あるいは家族あるいは他人の支配を受けないということこれが独立ですね。自己決定ができるということ、つまりは独立した生活が保障されるということ、さらには自己実現、そして尊厳というのが掲げられている。

こういうことについてもっと深めた議論をして例えば職場で社会福祉の現場でこの原理を生かしていくそれをさらに原則として具体化したものが例えば社会保障や社会福祉の原則というものもあります。これも資料に付けておきましたので、そこを見てもらいたいのですが、そういう具体的にこう自分の提供する自分が行う労働をして行うケアこれの量と中身を常にこういう原理原則に照らして考えていくこれこそが人権の担い手なんですよ。

こういう突き詰めた作業をするよりも寄り添いが大事ですよと言ってるほうが実は楽なんだ

な。でも楽なことから楽をすることから生まれる大きな事件、事故、殺人これがやまゆり園なんだと思うんですね。植松氏は思い付きはしたけれど、しかし人権についてしっかり突き詰めて学んだこともなく、まして人権の担い手というような意識は全く欠落した人間だったということになるわけですね。

ただね、彼の主張の中で私がやっぱり虚をつかれた、あるいはもっと深刻に考えなきゃいけないなと思ったのは心失者という言葉です。基本的人権は保障されなければならないと彼も言います。でも重度の障害を持った人たち、重度というのが何かというのがそもそも問題なんだけど。だからそれは人間ではないって言うんですね。心失者だ。

心失者だという捉え方で彼が最初に言っていたのは心失者とは何かって名前と年齢と住所が言えない人間だということですね。それが心失者であって人間じゃない。後で取って付けたように良心と倫理に欠けるものというのを付けたんです。両親と倫理に欠けるのは君のことじゃないのか？ということだし、今の政治家などは良心と倫理に欠け切っているから彼の定義によればそれだって心失者なんだけど、彼のいう基本は氏名、年齢、住所なんですよ。そうすると一矢さんは正に氏名、年齢、住所は言えないけれど自分の希望、食べたいもの、何がしたいかどんなケアが受けたいかちゃんと言えないじゃない。そういう勝手な基準を作ったんだけど、人間じゃないから人権が保障されなくていいという言い方。さてじゃあ人間とは何か？ということ。人間とは何かということになると非常に厄介なんだけれど、最後の方に書いてあるんですがこの事件を契機にして実は本人ですよ。障害がある一矢さん本人の人権が保障される。これは大事だけれども、それと同時に実は家族の人権が保障されなければならない。

一矢さんのお父さんお母さんの人権。さらには働く人々の人権の担い手の人権。特に労働の原理ですが、しっかり保障されなければならないということになるわけです。そういう議論にはなっていないんです。今出ているのは本人の人権。命が奪われたというので一応問題にはなっ

ていますが、むしろ家族の人権これをしっかり保障する必要があるかと思えます。つまり日本の社会福祉は家族の犠牲のもとに成り立っている。成り立っていないから殺人が起きるんだけどね？そういう状態を変えていかなきゃならないとなると家族の人権も保障されなければならない。家族が本人の犠牲になるみんなが職場に行けば今でも聞くと思えます。家族、親御さんたちは何て言うか障害がある人をね私の亡き後が心配だ今は私が頑張って世話をしている面倒見ているけれど、親亡き後が心配だとおっしゃる。おかしいよね？親が生きてる親は親の人生を送り、子どもは子どもの、障害を持った人は障害を持った人の人生を送ればいいじゃないですか。送るべきでしょ？それをするのが人権の担い手なのだ。

(公助というとりえ方は社会保障ではない)

だから国による保障、責任が生じて社会保障、社会福祉という制度が出来上がって基本的には国が責任をもって保障する。支援じゃないよ？援助じゃないよ？公助じゃないよ？ということなんです。公が助けるんじゃないよ？公が保障しなくてはならない。

保障ということはまずその人々の必要とする人々の権利であるということ、同時にそれは基本的には国の責任、自治体の責任でやるものだということを意味するんですね。だから保障が取れて公助になっちゃった。社会保障じゃなくなっちゃったということ自体が実は大きな問題なのです。

そのことを考えなければこれからこういう事件の再発を防止したりすることはできない。ある意味、日本に未来がないと私は思うのです。このコロナ禍も特にそうでしょうか？自粛って自立自助ですよ。あるいは隣近所、家族で助け合いなさい。共助ですよ。国はそれに対して保証はしません。国に責任はありません。みんな自分でやってくださいという話でしょ？社会福祉の研究者や日本のいろんな政党も有識者もそうなんだけど「公助が足りない」なんて言い方をします。公が助けるこれが足りない。そうじゃないんですと。公助が足りないじゃなくて保

障が足りない。保障がされていないこと自体が問題なのです。そういうこともしっかりと見極めていかなければならない。社会福祉、福祉は心であるなんていうことに流されてしまうということになります。それで人間とは何かということは何、こういう問題の最大の問題でもあるわけですよ。

(優生思想について)

そこで、質問をいただいています。非常に重い質問です。優生思想のもとでやっぱり子どもをかつての優生保護法でやられたように断種はともかく人工流産、墮胎こういうことが認められる。その中でさらに障害があると最近はお腹の中にいる間にいろいろな検査が出てきて障害の有無が分かってきました。その時にどうするのか？という問題ですよ。やはり優生保護法ができる時に最も強調されたのは母体の保護。そして、その裏には人工流産を女性に認めろという大きな運動があったわけです。

これはいわば女性の権利拡大。女性の参政権の運動と同じように女性の権利拡大として女性だけに負担が負わされるようなそういう状況から脱却する。そういう運動があって優生保護法が作られた。だからある意味、母親の権利これを保障するため女性の権利を保障するための法律であったわけですよ。でも、その中で現在あらためて問わなきゃならないのは生まれる側の権利ですよ。子どもの権利、人権これをどういうふうに考えていくのか。産む側の権利だけではなくて生まれる側の、しかも生まれる側は選択の余地がないですね。そういう中でこの両者の人権をどう考えて調整していくのか。そのことはもっと根底的には人間はいつから人間になるのか？ということ問うことになるわけですよ。精子の段階なのか卵子と結合した時なのか胎児になってから、胎児になってから何週間か経ったら人間になるのか？こういう根本問題そもそも人間とは何かということになるわけで私はこれ自体について今明確な答えはなくてむしろ結論を急ぐよりももっとも議論をしていくべきだというふうに思っているんです。

ただ、現在の社会を前提にすると選択を迫ら

れるのは女性だけの場合が多いんですよ。しかしその決定をする時、最終的にはやはり母親、生む側が決定をせざるを得ないとは思いますが、その時に生む側の中にどうして男が出てこないのか。生まないからと言うんだけど、そもそも夫婦というのは両性の本質的平等の上に成り立つんです。両性の尊厳と本質的平等です。ですからまず産むか産まないかの最終決定をせざるを得ないとしても、そのことについて男性がどう参加するのか。それがひとつです。

それからさっき言ったいつから人間になるのか？っていう大問題がありますが、それと同時に生まれる側の権利ということを考えたらこの社会において今産まれることが本人にとってどうなのかということももっと考えなければいけない。ただし、これも優生保護法が出来る時にいろんな理屈がつけられました。

優生的ということで遺伝中心なんです。遺伝でないハンセン病にも適用がされ、さらには経済的理由までも付けられてくるわけです。そういう中でやはり一つの理屈として最終的に行き着くのはこんな社会に本人が産まれると本人にとって不幸だから、子どもにとって不幸だから、こういう状態の中で産まない方がいいと言うんですね。結局その理由とされたのは産まない方が本人は幸せだということなんです。それでいいのだろうかということなのです。

それでももちろん現状を見れば障害を持った人がやまゆり園事件のように場合によっては殺されてしまうようなこういう状況の中で、生まれることが本当にいいのかどうかという問題はもちろんある。あるいは産み出すことがいいのかという問題はありますよね。

(ともに作り、ともに生きる)

私は金沢市の障害者施策推進協議会というところで、障害者計画というのをつくられました。障害者っていう言葉は使わないで言うんだけど、これは法律の言葉だからしょうがないから使うんです。障害者計画づくりをしてきた中で、計画についてはノーマライゼーションを重点にする。ただしノーマライゼーションはつまりは人権保障だ、だから基本的人権の保

障というのを柱にして計画をつくるということをやってきました。

それでそのサブテーマとしてノーマライゼーションって何でしょう？という話になってそしたら当時でもともに作りともに生きるという言葉が今はあるでしょ？ともに生きるというのはこの社会に障害のない人と一緒に生きてゆくのだ健常者と一緒に生きるのがノーマルなんだ正常なんだ。正常という言葉も恐ろしいね。そういうふうに使われていた時代ですが、その時にノーマライゼーションプランを核とした人権保障を核とした計画に何という名前を付けましょうねという話になって。

サブテーマとして私が提案したのがともに生きともに作るこういうのはどうでしょうということでした。そうしたらあるお母さんから反対があってともに作りを先にしてくださいと。それでともに作りともに生きるというサブテーマにしたんです。

つまり社会を変えてから、変えながらそこで生きていかないと障害を持った人は逆に社会に生きることを強制される。社会が今のままだと障害を持った人に対して厳しい。生きて行くのが辛いような、生きられないような社会をそのままにして、ともに生きるということを強調するという生きると強制することになる。ともに生きるじゃなくて強制で無理強いをするという、そういうことになるだから変えてくださいという意見が出て、ちなみにこの私が会長をしていた障害者施策推進協議会というのは委員がほしい半分が障害がある人、あるいはそのご家族でした。

だからまさにその参加の場なんです。そういう参加の場で意見が出てつくった。このことが大事だと思うんです。ただ重度の障害を持った人が生きていけるような社会をつくる。それは大事なことなだけども、それを待っていてできるかどうかということです。それでもですよ、それでも日本で尾野一矢さんが生活できるようになった重度訪問介護という制度的保障ができてきて、彼はああいう所で暮らしあの笑顔を見せてくれている。でも全国でもどこでもあれができるわけではありません。それでも一歩も

二歩も進んできていると思います。

だから本当はノルウェーの話、スウェーデンの話しかかったんだけど、スウェーデンやノルウェーというと日本より一つ進んでいてということが出来てきています。あの笑顔ですね。どこ行っても高齢者住宅でも障害者の住宅でもどこでも職員とそこで暮らす人々の笑顔が見られます。これは人権が保障されていることの一つの証だと私は思うんですよ。

ただ、福祉の水準が低い例えば東南アジアやアフリカやそういうところに行っても笑顔が見られるんですね。中国もだいぶ前ですが行ったときは家族が世話をするというのをベースにしながら笑顔が見られたんです。だから人権保障が進んでるというのがそれぞれの国の状況で事情が違うわけですが、日本が目指すべきはやっぱり人権保障を徹底して笑顔を増やすことだろうと思いますね。スウェーデンで高齢者の住宅。家の保障ですから、施設じゃなくて住宅。家の保障をしている場に行って話を聞いた時にも、もうスウェーデンには重度の人はいないんだと言っていました。

障害のある人もそうだし認知症の人もそう、あるいは精神障害そして高齢者ですよ。重度の人がいないという言い方をしています。本当ですか？と私が聞いたら本当だと。日本から来た人はみんなそう聞くとするんです。何処かに重度の人を隠しているんじゃないか？でも適切な人権にふさわしい独立、保障をするケアをしていけば世の中で困っている人はいなくなると思うんですね。ただ、そのスウェーデンでも人工流産これはかなり多くの数。あまり明確にされていないんですが、されているようだ。だから生れる前にいわば抹殺されている。厳しい言い方をすればそういう状況です。でもそれでも生まれてきた人にはどんな重度な人でも十分な人権にふさわしいケアをしていくという努力を続けている。しかも制度的に保障があるということはやっぱり学ぶべきでしょう。

もう一つスウェーデンやデンマークの話、私が行っているのはノルウェーなのですが、ノルウェーは最近すでに障害がある人の住宅保障に転換しています。つまり1部屋の保障ではな

い。まして雑居でもない10年くらい前までは2人部屋というのがあったそうなのですが、それが今、家の保障になってきています。でも、たかだか10年スウェーデンで家族の人権をしっかりと一人一人保障しようというのが制度的に今つくられてきていますが、これもここ5年くらいかな？7,8年前くらいですね。だから日本でもこれからしっかりとやっぱり私たち、皆さんがね皆さん若い人たちがそういう人権保障の視点を持って日本の社会福祉というものを作り上げていくということをしてもらえればきっとあの笑顔が見られるのではないかと思います。

ということでちょっと尻切れトンボになっちゃったけれど話は一応終わりにさせていただいて、質問もいろんな点でそれなりに答えてきたと思いますけど、質問があれば是非出していたきたいなと思います。ありがとうございました。



(長友)

ありがとうございます。では事前に学生さんからの質問は井上先生にお送りさせていただいたので、かなり共通する事項についてはお話の中で触れていただいたと思います。すでに頂いた質問からでも構わないので学生から質問があればお受けしたいと思います。

(質問1)

相模原の殺傷事件についてはあらゆる媒体でこの3年、4年の間に議論されつくしてきたと思うんです。主に社会福祉を専攻する我々学生は

植松氏の考え方には徹底的に反論していくという方向にはいるんですが、どう反論していくべきなのでしょう。

(井上)

やはり人権思想、人権保障これが大事だと、特に人権についていうと歴史ですね。人権保障発展の歴史。それは社会福祉、社会保障発展の歴史。歴史をしっかりと勉強すること。

それからもう一つは国際的な人権保障の発展。日本の歴史だけじゃない。年表を見てもらいましたが第二次大戦後だけでも非常に大きく発展してきている戦前のみんが教科書で習ってきたような自由権と社会権そのようなものを習ってきたと思うんだけど、そんなレベルでなく発展しているんですね。とりわけ第二次世界大戦後の近代史、現代史の中で人権保障の発展についてしっかりと認識していくことが大事ななと思います。

それからいろんな媒体が取り上げているけれど人権の視点が弱すぎるよという話を今日はしたわけ。ただ最近特に現場の職員の人達もあるいは施設の人達も発言をし出しています。

特にそれは具体的には例えばやまゆり園で拘束、虐待があったと今日は言いませんでしたけれど、だから寄り添い見守りって言っても彼は暴れたらどうしますか？と聞かれたら植松は押さえれば良いといったんですね。だからそういうケアをしていたということはもっと拘束、虐待ということが日常的であったということが明らかになっています。

それは職場の現場の人達もそれなりに努力して、福祉の現場から声がようやくあがり出してきたなということなので、特にそういう議論が日本の社会福祉、障害を持つ人の福祉が水準が低すぎるといことが現場の人から議論され出しました。それは注目してもらったらいと思いますし、皆さんがこれからどんな仕事をしていくかということに直結する問題ですから。そういう職員の皆さんの発言を注目してもらい、皆さんがいろんな施設などを訪れて職員を刺激してください。

(長友)

ありがとうございます。

(井上)

もう一つ質問の中にもあったんだけど、最初に報道された時に結局亡くなった方たちも含めて匿名がほとんどでしたね。尾野一矢さん尾野さんご夫婦は実名を出しているんですね。私の知る限りで全部で5人以下ではないかな？そのことをどう捉えるか。実名を出すべきだという議論などがありました。実名を隠すということは日本の障害を持った人たちの現状をよく表していて、ある意味親も隠したいんですね。そういうふうなことからむしろ実名を出して議論をすべきだという意見があったんですね。

それはある意味、日本の状況を表しているということなんでしょうけども、他方で私はむしろ一般の事件、殺人事件等において被害者の名前を出す必要がないと思う。むしろそういう議論をすべきだと。被害者はこれで2次被害3次被害を受けるということがあるわけでしょう？何でも顔写真から経歴から被害者のものが出ますよね？加害者よりそっちの方が多いような話になる。あれは全くと言っていいほど不要なんじゃないでしょうかね。

被害者のプライバシーを守るという意味では今度のやまゆり園の事件でも名前を出さないというのは一つの選択だと。ただし出さないことの背景にやはり自分の家から出たのが恥だとかあるいは施設に送り込んでいることの後ろめたさとか、障害を持っている人を隠すという背景があることは問題なので、これもまた実名を出しても本人のプライバシーの侵害にならないし事件の再発を防ぐというような意味で大きな意味があるというようになれば出してもいいんじゃないでしょうかね。だけど今の時点だと私はむしろ出さないほうがいいなと思っています。

もう一つ言い忘れたのは植松死刑囚、死刑が確定しています。コロナ禍で執行が早いんじゃないのかという見方があります。そうなるとますますその事件がどうしてといういくつか疑問を出しましたね。何も明らかにされていない。

そのこの説明はされないまま彼は逝ってしまう。何より本当に事件に対して反省をしているかと言うと…そこが一番の問題だね。どうも反省しているとは思われない。刑罰というのは何なのかという事件についての反省をしっかりと罪を償うそういう意味でいうと彼が望むように死刑にしてしまうのはどうか？という問題もある。それから人権の視点から死刑廃止論はある訳ですね。

そんなことも含めてちょうどノルウェーで日本の東日本大震災の頃に起きた大虐殺事件70数人を殺したという事件が起きてその犯人は今でも刑務所で生きていますし、通信教育だけでもいろいろな大学教育を受けているのかな。最近ノルウェーの刑務所で受刑者に対する人権保障を徹底した刑務所ができてこれもNHKだったかな？ドキュメンタリーで放送されました。

70数人を殺したという彼は、私がノルウェーに行っている時にちょうどテレビで裁判をやっていたんだけど、入ってくる時に右手を挙げて、みんな知っているかな？ヒトラーのこれをして薄笑いを浮かべて法廷に入ってきてナチスに対する、でも思想的にもごちゃ混ぜでね。考え方もごちゃ混ぜで、そういう特にヒトラー、ナチスに対する共感を持ちながら殺したと言うんだな。今監獄にいて死刑じゃないんだよね。死刑も終身刑も廃止していますから70数人殺して、24年だったか28年だったかの刑期なんです。だからそういう国もあるということを知っておいてもいいんじゃないかな。

私はそういう意味で死刑廃止論者です。2つの意味でね。本人の人権ということ以上に、本当に罪を悔いあらためさせる。そして場合によっては一生、終身刑かな？ノルウェーまで一気に行くのは大変だろうけれど、徐々にそういう方向に行くべきだと思う。加害者の人権が保障されないような国は被害者の人権も保障されないというふうにも言えるね。

(長友)

ありがとうございます。他の方いかがですか？冒頭、井上先生が言われていたように zoom だ

とより質問がしにくいんですけど、事前にみんなこれだけ質問があるのでね。ある程度今までのところではお答えいただいたところで、実名の話もありましたし、先ほどの人権の歴史っていうところでは今日の先生の話を受け継いで、来週鈴木先生に人権保障発展の歴史と高齢者の人権保障についてお話しいただこうと思っています。

今日の障害者殺傷事件のみならずさつき少しお話しいただいたように、例えばハンセン病療養所の話ですとか、隔離の話っていうのもその中でそもそも施設が隔離政策の一環という見方も当然できるかなと思いますし、その辺りも医療機関もそうですし福祉施設もかなりユートピア思想みたいな形で独自の地域でその中で完結してっていうコロニーを作ってきたという歴史もあります。

(井上)

せっかく言ってもらったから、ハンセン病の問題は是非皆さん勉強して下さい。優生思想に対してどう対抗するのかという話がありました。ハンセン病の人達も優生思想という優生的という考え方つまりハンセン病の患者なんて社会にとって役に立たない子どもは生まれてくると不幸だということで断種をされたり人工中絶をされたり場合によって生まれてきてオギャーと言ったら声が聞こえなくなったっていう形で殺されたということが疑われるような証言がいっぱいあります。

その根底にはやっぱり優生的な考え方ですね。社会にとって役に立たない。生まれた子どもは不幸だ税金もかかるというね。だから共通しているんですね。それらを克服してきた裁判があって、熊本地裁の判決 2001 年でこの前にらい予防法という法律が 1996 年に廃止されてでも不十分だということで裁判が起きます。

それからさらにその後二つの裁判が起きているんです。一つ二つ、三つと言ってもいいんですけど二つで一つは家族のハンセン病家族の裁判、つまりハンセン病によって隔離収容された例えばお父さんがその際に家族と一緒に差別

されるということで家族被害がこれについても国を訴える。こういう裁判が起きています。これは勝訴しました。その後に優生保護法について優生保護法でハンセン病の患者も墮胎と中絶が認められたわけですね。

それに対して裁判が今起きています。優生保護法は憲法違反だという判決は出ていますが、損害賠償は認められていない。そのハンセン病のいわば戦いの歴史というのがこのやまゆり園事件に対してどういうふうを考えていったらいいのか特に優先しそうですね。それも一つの参考になると思いますから是非見て頂きたい。

付け加えると国はね、この時にこういう主張しました。国が差別的な政策、法律をつくったのは社会の中に国民の間に広がる根深いハンセン病に対する差別感情これがあったからだ。だから国に責任はないというふうに言ったんです。それに対して熊本地裁の判決、その後の家族保障の判決も、実はそういう国民の間の偏見や差別これを生み出してきたのが作出助長という言葉を使っています。

作り出して助長、助ける。作出助長してきたのは国の政策、らい予防法である。というふうに明言したのね。だからそういう意味でいうとその国の責任ということと国民の間の偏見差別というものの感情というものの関係どっちが先かって話にもなるんだけどね。だから差別があっただけで言っているんじゃないよ。だけでもそれをさらに煽りそして作り出してきたのは国家政策で国の制度だということを明言しているということをしっかり皆さんも考えてもらいたいということですね。

それから質問の中では明確ではないんだけど、偏見と差別ということを言いました。ちょっと言いますと、偏見と差別を一緒に今言っています。差別偏見、偏見差別はなくさないといけないっていうのがね、教育の学校の中でも皆さんも言われています。でも偏見と差別は実は違うということが重要だというのは私もあちこちで言っているんです。

つまり、偏見とは何か、辞書を引いてもらうとわかるけれど考え方なんだよね。差別というのはそれを具体的な行動に表したことなんだよ

ね。だから実はレベルが違うんです。むしろ偏見というのは思想信条の自由として保障されなければならない。憲法、人権保障でいえば。心の中の問題に介入してはいけないというのは憲法の人権保障の一つの考え方なんです。人々の頭の中や心の中に入ってそこを抑圧したり変えようとしてはいけないんです。

でも、教育によってそういう偏見を正すというのはもちろん必要です。家族裁判がこの訴訟すごいのは国の偏見差別除去義務というのを認めて教育によって変えろとっているんです。だからそれをしてこなかった文科大臣それから法務省これが責任があるんだって言っているんですね。だからこれからもやまゆり園事件のようなものを無くしていくためには教育が非常に重要だとその通りなんです。その時にまた偏見差別の問題にかえれば、頭の中で考えている限りでは何を考えようが自由だということ、そのことのほうがむしろ大事だ。

でもそれが間違っている考えだったら正していく努力はそれなりにしていかなければならない。もっと大事なものは差別。具体的な行動、言葉に表すということ。これはしてはならないということです。これもハンセン病の場合、私はずっとハンセン病の患者さんたちと付き合ってきたわけです。もう今や患者がいないからみんな元患者という呼び方をしています。

30年前頃は私自身がハンセン病の問題を研究していたわけだけれども栗生楽泉園という草津温泉にある療養所に行った時にそこで最重度、ハンセン病の患者さんの目も顔も崩れて、あちこち後遺症が最重度の後遺症の人がベッドに寝ていてその人と話をしました。手を握って話を聞いていました。亡くなるちょっと前の女性だけだね。帰るときに当時はまだ療養所に手消毒液が置いてあったんです。今でいうとシュッというやつコロナのね。だけど昔はクレゾールっていうもの凄いいにおいのするものが置いてあってね。私はねそこで手を洗いたかった。もうハンセン病はうつるような病気ではないというのは頭では知っていましたが、だけれども洗いたかった。でも洗いませんでしたけれどね。

そういうことも含めて自分の中にある偏見を

正して行って、もちろん差別をしてはいけないというのはずっと頭の中でも行動でも分かっていたからそういうこと、手は洗わなかったけれどそれをずっと何年かして、ハンセン病の元患者さんの人と療養の中に風呂があるんですけどね。その人と一緒に風呂に入れた。一緒に風呂に入って何の拘りもなく話もしてということ。何を何年かしてようやくできたんですね。だから風呂に入らないというのは一つの差別になるかもしれない。でも一緒に入ってということ自体は嫌だなと思っていてもだよ、好き嫌いだってあるじゃないか。でもだからといっていじめたりするのは差別になる。その辺のことも考えると自分が本当に正しい見方をして障害を持つ人もみんな人間で一緒というような話。そう思わなくても嫌だなあとか汚いなと思ってもしかしそれを行動、言葉に表わさないようなそういうことでいいんじゃないかなと思うんですよね。

(長友)

ありがとうございます。長時間に渡ってお話いただきました。井上先生長時間お付き合いいただきありがとうございます。後は皆さんよろしいですか？質問。他になければ…。

(質問2)

質問とはちょっと違うかもしれないんですけど、このレジュメのタイトルの固有のニーズを持つ人の人権を考えるというところで、私も障害者という言い方をしたくないなと思っていて、これは新しい表現として使っていきたいなと思ったら、やっぱり先生が後ほどそういうようなお話をされていたので、他にも井上先生がこの言葉こんなふう言い換えていったらいいのというようなことはありますか？

(井上)

いっぱいあるね。自立だとか支援だとかそういう言葉も考えなくてはいけないし、その他ね、

これは皆さんが国際的な人権の動きに関心持って下さいって言ったんだけど、国際的な文書、条約例えばこれを読むと日本の訳が日本政府の訳あるいは研究者の訳がいかにかいい加減で間違っていたりするか分かりますから、その辺はこれからちょっと皆さん勉強してみてください。

日本政府だとね、「意図的誤訳」と私は呼んでいるんだけど、非常に事柄を曖昧にする訳を使ったり独立を自立って訳したり、independently だから independent だから別に自立と訳さなくても独立のほうが分かりやすいというようなことね。その他にもいろんなところにあるんです。さっき言った権利条約のタイトル。これを障害者権利条約としちゃったというのは 歴史で発展してきた障害者という言葉とその前はハンディキャップという言葉が使われていてそれが disabled persons になり persons with disabilities になりそれから固有のニーズ、固有のニーズというのは specific needs、日本だと special needs なんだよね。特殊学級って今は特別学級だけ？特別だったり特殊だったりするのだけ specific というのは固有だからその人に備わっているものであって、それが特殊だとかスペシャルなものじゃないんだね。でも、それを訳すとスペシャルになっちゃって特殊学級という日本の発想になっちゃうわけ。施設という言葉もそうなんだね。スウェーデンの話もしたけれど向こうで言っているのは共同住宅なんだよね。住宅、家がいっぱい集まっている。それが日本人が行くと施設って紹介しちゃう。そうすると日本の施設のイメージになっちゃうでしょ。だから向こうだと別の家って言い方をするわけ。自分が持っている家、育った家それとは別のも家なんだよね。別の施設じゃなくて別の家。だからその家の中で自己決定に基づいて生活ができるということならば単に場所を移っただけになるわけ。

そうするとあのやまゆり園の時でも選択が大事だと研究者が言っていたね。そういう選択ができるわけですよ。自分が思った生活ができる場所が自宅と別の家とどっちで暮らすか自分で

選択できるでしょ？日本だと自分の家で思うように暮らしている人が施設に行くと服従させられたり規則を守らされたりしちゃうわけ。自己決定に基づく生活ができない。それが施設で当たり前だと言うんだけど。そうじゃないということなんです。そういう言葉の問題というのもそれなりに拘ってみる必要があると思いますね。

(長友)

ありがとうございました。他、大丈夫ですか？また先生には学生さんから今日の講演後の課題、感想も含めお送りします。

(井上)

それでこの『いのちを選ばないで』という本を是非読んでもらいたいです。その前に『生きたかった』という本、レジュメに参考文献をあげてありますから、特にこの2冊は読んでほしいと思います。ネットが盛んになっているとネットで簡単に情報が得られたりするんだけど、大学生になったのだから一冊の本を最初から最後まで読むというそういうトレーニングもしてみてください。情報を得るのにネットは非常に便利だしそれはそれでうまく利用すればいいんだけどもひとつの本を最初の始めから終わりまで通して読むというそういうトレーニングをすると、物を考える深く考えるそういうトレーニングになると思いますから是非読んでください。

(長友)

今日は社会福祉実習に向かう学生にとって、原則となる人権保障の考え方。施設をどう捉えるかですとか、社会福祉の仕事そもそもその人権の担い手という話が冒頭の話にもあったように、我々がとる考えるべきスタンスとして何によって立つかということが人権保障だという話があったと思います。その辺りも歴史も踏まえて先生からも歴史を学ぶことが大事だと強

調されていたこともありますので、是非その辺りを学んでいただきながら、これからの実習はもちろん、まだ皆さん1年生ですので次年度また頑張っていたきたいと思います。あらためまして井上先生に御礼申し上げたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。



(終了)

【受入図書一覧】

本研究所で2020年7月以降に受け入れた図書は次の通りです。

登録No.	書名	ISBN/ISSN
7007697	女性白書 2020	9784593402082
7007698	国民衛生の動向 2020/2021	*****
7007699	子ども白書 2020	9784780311013
7007700	地方公務員給与の実態 平成31年	*****
7007701	地方交付税制度解説 単位費用篇 令和2年度	*****
7007702	警察白書 令和2年版	9784865792218
7007703	国土交通白書 令和2年版	9784865792287
7007704	欲望の経済を終わらせる	9784797680539
7007705	移民政策とは何か	9784409241240
7007706	使い捨て外国人	9784903059594
7007707	ひと目でわかる外国人の入国・在留案内	9784817846174
7007708	ケース研究責任能力が問題となった裁判員裁判	9784877987435
7007709	多文化共生と人権	9784750348056
7007710	子供・若者白書 令和2年版	9784865792331
7007711	地域経済総覧 2021	*****
7007712	保育白書 2020	9784894642737
7007713	土地白書 令和2年版	9784909946201
7007714	未来の再建	9784480071927
7007715	ベーシックインカム	9784087716795
7007716	企業競争力を高めるこれからの人事の方向性	*****
7007717	コンパクトシティの拠点づくり	9784761532659
7007718	全国市町村要覧 令和2年版	9784474073326
7007719	厚生労働白書 令和2年版	9784865792416
7007720	類似団体別市町村財政指数表 令和2年10月	*****

7007721	AI の壁 : 人間の知性を問いなおす	9784569847337
7007722	ウイルスとは何か	9784865782851
7007723	老後不安社会からの転換	9784272360765
7007724	お医者さんも来たくなる地域 (まち) づくり	9784845116386
7007725	コンサルテーション・スキル	9784524227518
7007726	Dr. イワケンのねころんで読める研修医指導	9784840469203
7007727	Dr. イワケンのねころんで読める英語論文	9784840465793
7007728	あきた地域医療最前線	9784895446624
7007729	コロナ危機後の医療・社会保障改革	9784326701162
7007730	地域医療構想のデータをどう活用するか	9784260042529
7007731	保守主義とは何か : 反フランス革命から現代日本まで	9784121023780
7007732	「生存競争 (サバイバル)」教育への反抗	9784087211290
7007733	デジタル課税と租税回避の実務詳解	9784502328213
7007734	マンスキー データ分析と意思決定理論	9784478105740
7007735	ICT・AI 時代の個人情報保護	9784322135657
7007736	デジタル化する世界と金融	9784322135589
7007737	入管法概説	9784641227897
7007738	ルポ川崎	9784866250908
7007739	今、在日朝鮮人の人権は	9784380190094
7007740	「外国人の人権」の社会学	9784905497592
7007741	ルポ技能実習生	9784480073075
7007742	ひきこもりはなぜ「治る」のか?	9784480429957
7007743	「ひきこもり」救出マニュアル	9784480431677
7007744	婦人保護事業から女性支援法へ	9784797281033
7007745	他人の悩みはひとごと、自分の悩みはおおごと。	9784344036703
7007746	最後の講義完全版	9784074391387
7007747	コータリン&サイバラの介護の絵本	9784163912486
7007748	ケアとしての就労支援	9784535904477
7007749	子ども・若者が創るアウトリーチ	9784909363060
7007750	実習場面と添削例から学ぶ! 保育・教育実習日誌の書き方	9784805882184
7007751	コンパクトシティの拠点づくり	9784761532659
7007752	データでみる県勢 2021	9784875493464
7007753	日本都市年鑑 2020 Vol. 78	9784474072862
7007754	経済財政白書 令和 2 年版	9784865792430
7007755	保険と年金の動向 2020/2021	*****
7007756	改正地方財政詳解 令和 2 年度	*****
7007757	AI とカラー化した写真でよみがえる戦前・戦争	9784334044817
7007758	子どもを守る仕事	9784480683885
7007759	できる仕事はかどる Google Apps Script 自動処理全部入り。	9784295010234
7007760	Google Apps Script 目的別リファレンス	9784798062402
7007761	Google Apps Script 実践プログラミング	9784798061276
7007762	できる Google for Education コンプリートガイド 導入・運用・実践編	9784295010593
7007763	「在日」の精神史 1	9784000280976

7007764	「在日」の精神史 2	9784000280983
7007765	「在日」の精神史 3	9784000280990
7007766	島原藩日記 巻1(寛文・延宝)	*****
7007767	島原藩日記 巻2(天和)	*****
7007768	島原藩日記 巻3(貞享)	*****
7007769	島原藩日記 巻4(元禄1)	*****
7007770	島原藩日記 巻5(元禄2)	*****
7007771	島原藩日記 巻6(元禄3)	*****
7007772	島原藩日記 巻7(元禄4・宝永)	*****
7007773	島原藩日記 巻8(享保1)	*****
7007774	神奈川のなかの朝鮮	4750310689
7007775	社会の安全と法	9784803700244
7007776	全世界史 上	9784101207728
7007777	全世界史 下	9784101207735
7007778	教養が身につく最強の読書	9784569767635
7007779	世界史・10の「都市」の物語	9784569769752
7007780	世界史の10人	9784167911461
7007781	大局観	9784532197728
7007782	街場の天皇論	9784167916183
7007783	生命保険とのつき合い方	9784004315674
7007784	教養は児童書で学べ	9784334043025
7007785	人生を面白くする本物の教養	9784344983922
7007786	歴史を活かす力	9784166612918
7007787	新型コロナとワクチン知らない和不都合な真実	9784532264505
7007788	コロナ後の世界を語る	9784022950949
7007789	パンデミックの文明論	9784166612765
7007790	路地裏の資本主義	9784047316423
7007791	人類5000年史	9784480072665
7007792	路地裏で考える	9784480072368
7007793	ラグビー日本代表を変えた「心の鍛え方」	9784062729291
7007794	50歳からの出直し大作戦	9784062194747
7007795	一回半ひねりの働き方	9784040820798
7007796	座右の書『貞観政要』	9784040823515
7007797	本物の思考力	9784098252794
7007798	戦前の大金持ち	9784098253296
7007799	人生の教養が身につく名言集	9784837928126
7007800	ナイチンゲールはなぜ「換気」にこだわったのか	9784818023093

編集後記

今号では、第62回地域問題研究交流集会の様子を書き起こし形式でお送りします。本交流集会はZoomによるオンライン開催でしたが、2022年2月時点でもオミクロン株によって対面での交流は難しい状況となっています。一日でも早く新型コロナが収束し、対面での交流が可能となる状況が来ることを願っています。

(A.T.)